

生命・医療共済 延長プラン60 対応版

総合パンフレット

(防生協のご案内、火災・災害共済、生命・医療共済、退職者生命・医療共済)

現職の時はもちろん、退職後も、皆さまの
“暮らし”と“からだ”を、しっかり保障します。

安心をコスパでサポート 防生協!!



防衛省職員生活協同組合



www.boseikyo.jp

BSA-2024-46

《目次》

● 防生協のご案内

防生協の礎	2
あなたと共にあゆみ続ける組織	2
選んでいただける理由	3
共済事業のラインナップ	4
組合員になって共済を利用するには	4

● 火災・災害共済（火災共済）

特長	5
契約概要	7
注意喚起情報	10

● 生命・医療共済（生命共済）

特長	11
契約概要	13
注意喚起情報	16

● 退職者生命・医療共済（長期生命共済）

特長	17
契約概要	19
注意喚起情報	22

※火災・災害共済、生命・医療共済、退職者生命・医療共済はそれぞれ火災共済、生命共済、長期生命共済の販売呼称です。

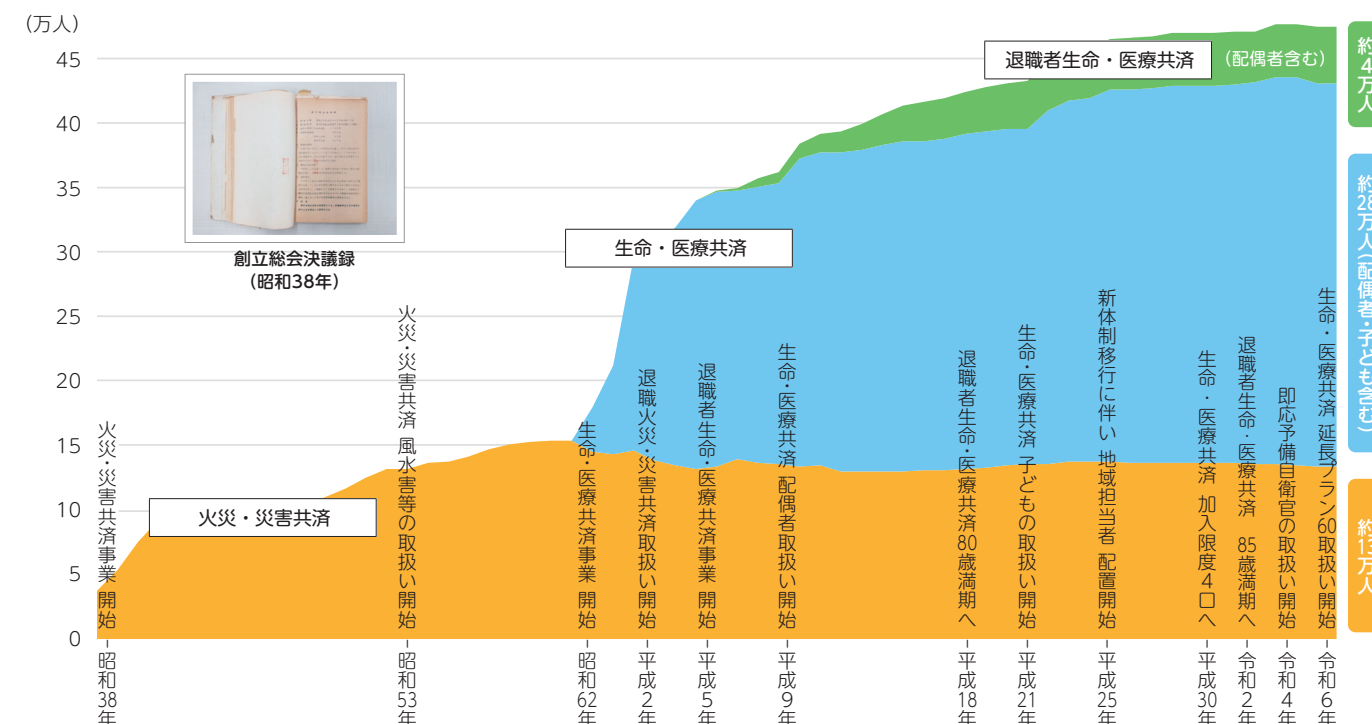
60年以上の歴史を持つ、自衛隊員が創り
自衛隊員が育てた「助け合い」の組織
それが“防生協”です

「未来につなぐ。助け合いの輪」の精神こそが防生協の礎

今から遡ること60余年前、防衛庁（現防衛省）は「職員の福利厚生に寄与するため、**協同互助の精神**に基づき**安い掛金で有利な保障**を提供し**職員の生活の安定と向上を図る**ことを目的とした、職域における共済制度を発足させる」ことを目指しました。 防生協50年史「設立の趣旨」より

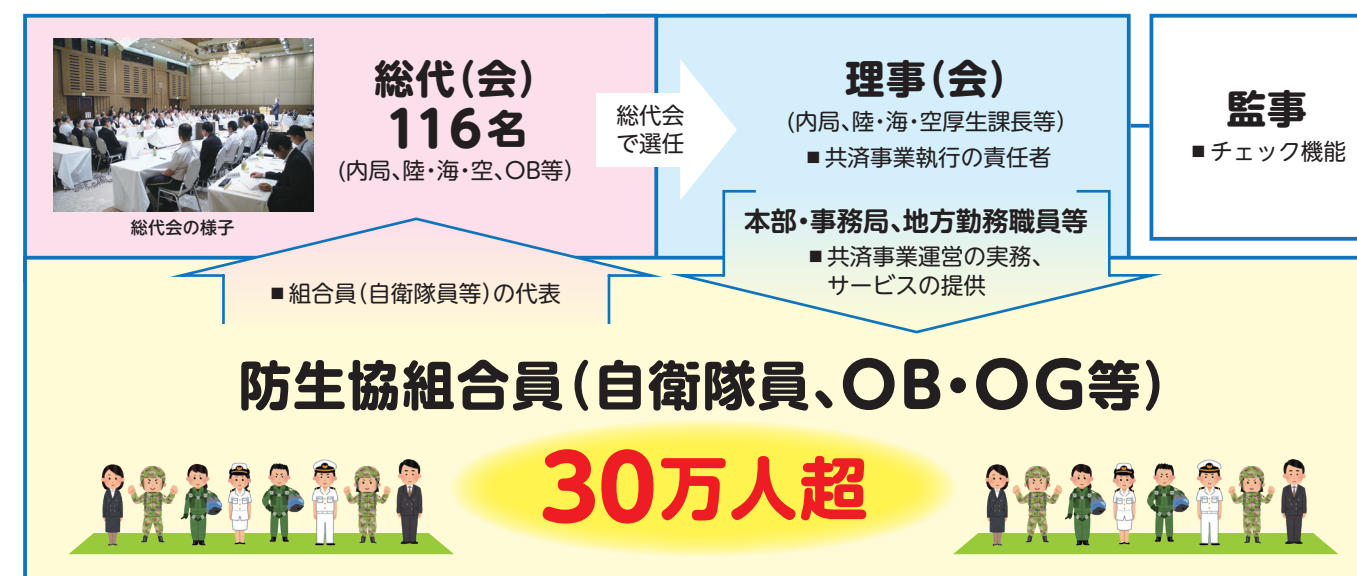
この創設の趣旨に対し**多くの賛同を得**、厚生省（現厚生労働省）の**認可を経て**昭和38年（1963年）3月に誕生したのが**防衛庁（現防衛省）職員生活協同組合**です。

【共済加入者数の推移と事業の変遷】



「日本の平和と安全を守る」あなたと共にあゆみ続ける組織

防生協は「**総代会**」を頂点とし、組合員自らにより意思決定・運営する**非営利の共助組織**です！



防生協を選んでいただける理由

自衛隊員の「保障の基盤」は防生協で決まり！

1

手ごろな掛金で 幅広く保障

自衛隊員、そのご家族、OB・OG
の加入者構成で
コストパフォーマンスに
自信があります。
剰余金の割戻しも魅力の一つです。

2

在職中から退職後 まで切れ目なく保障

在職中はもちろん、ご退職後も
「退職者生命・医療共済」、
「退職火災・災害共済」(建物・動産)で
皆様とご家族の安心を
守り続けます。

3

専任担当者・本部 によるサポート

駐屯地・基地等の専任担当者及び本部が、
ご家族の保障の追加、保障内容の変更、
共済金のお支払い等の手続を確実に
実行いたします。

※退職後はコールセンター、本部がサポートいたします。

防生協
4つの安心

4

財務内容の健全性

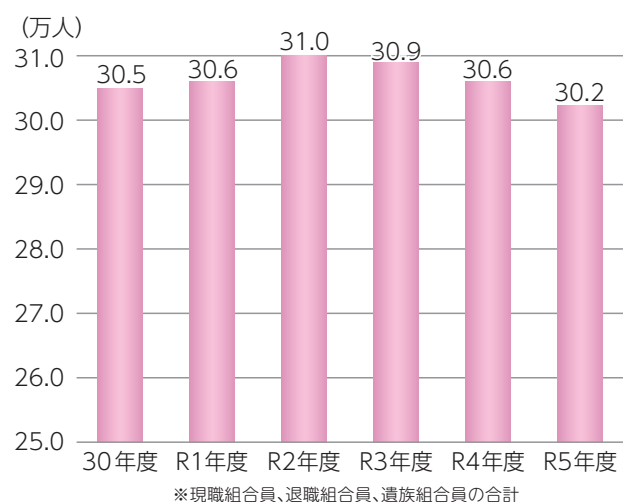
30万人を超える加入者による安定した
運営で支払余力比率は918.6%。

支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生するリスク(巨大災害
や資産価格の大きな変動等)への対応力(支払余力)として200%
以上であることが必要とされており、支払余力比率が高ければ事業
運営の健全性が高いとされています。

※当生協は、生命共済事業と損害共済事業の両方からなるため、生命保険会社
または損害保険会社の支払余力比率と単純には比較できません。(数字は
令和5年度末)

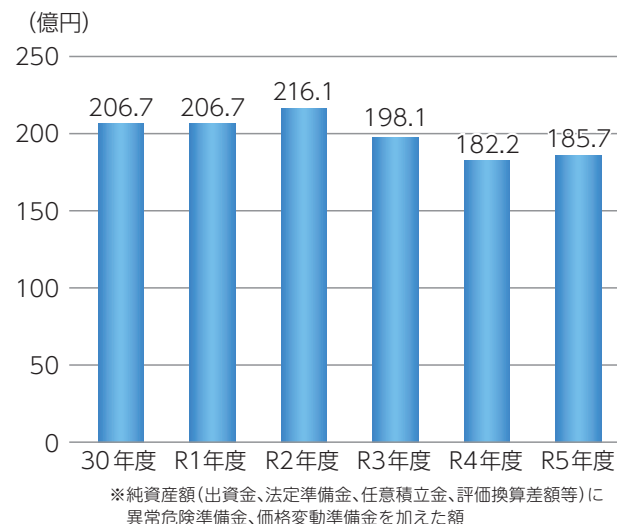
組合員数

(各事業年度末)



純資産等

(各事業年度末)



安心をコスパでサポート 防生協!! 共済事業のラインナップ

防生協の共済は「在職中」も「退職後」も切れ目なく安心をお届けします！

生命・医療共済

(生命共済)

病気やケガによる入院や手術、
死亡(重度障害)を保障します

退職者生命・医療共済

(長期生命共済)

退職後の病気やケガによる入院、
死亡(重度障害)を保障します

60歳

85歳

火災・災害共済

(火災共済)

火災や自然災害などによる建物や家財の損害を保障します

退職火災・災害共済

(火災共済)

現職

退職(移行手続き)

終身



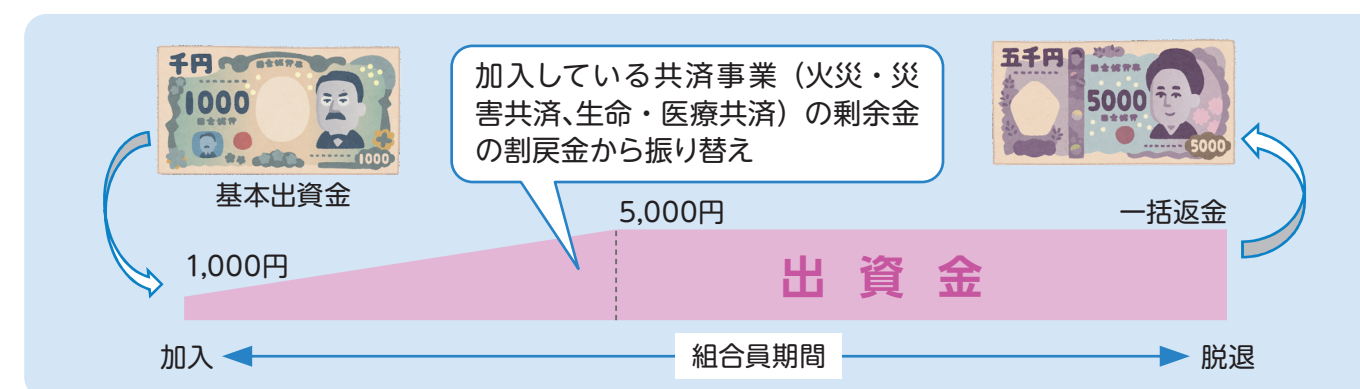
組合員になって共済を利用するには

◆防生協「(基本) 出資金」

共済事業を利用するには**1口(100円)以上**の出資金を納め、防生協の組合員となる必要があります。**組合に加入いただく際には、基本出資金として10口(1,000円)を、その後は50口(5,000円)までの増資**をお願いしています。

毎事業年度において、共済掛金の割戻金が生じた際には、総代会の議決を経て、出資金に振り替えさせていただきます。出資振替をせず割戻しを希望する場合には、所定の期日(通常総代会終了後1か月)までに本部事務局に申し出てください。

この**出資金は組合脱退時にお返しいたします。**



火災・災害共済の特長

1 手ごろな掛金で幅広く保障

掛金は**年額1口200円**で**火災等**による損害と**風水害等の自然災害**による損害の両方を保障します。

火災の場合は築年数・使用年数にかかわらず**再取得価格**※で保障します。

また、住宅ローン融資の際の**質権設定**にも原則、対応が可能です。

※防生協が定める標準建築費、動産は修理不能の場合、同等機能品の取得価格

2 単身赴任先の動産も保障

建物2か所、動産2か所まで**所在地の異なる物件を契約**できます。

単身赴任先の動産（家財）や両親の持家も契約でき、**ご家族全員の安心**を広くカバーすることができます。

3 退職後も安心の終身利用

退職後も火災・災害共済を利用でき、保障内容は**現職時と変わりません**。

※現在防生協を利用されていない方で、退職後火災・災害共済を利用されたい方は、退職の3年前までに利用されることをお勧めいたします。

退職火災・災害共済
の加入資格

- ①防衛省職域に10年以上勤務し、かつ退職時に継続して3年共済事業（火災・災害共済又は生命・医療共済）を利用していること。
- ②または退職後に退職者生命・医療共済に継続加入していること。

4 遺族組合員の利用が可能に

万一、**契約者が亡くなった場合**、遺されたご家族の生活の不安解消や安定を図るため、**配偶者が遺族組合員**として生涯継続して火災・災害共済を利用をすることができます。

剰余金の割戻しと積立て

決算で剰余金があると割り戻され、現職時は、将来の退職者生命・医療共済の掛金として積立てられます。

また、退職者生命・医療共済に移行せず組合を脱退する場合は出資金とともにお返しします。

退職後は退職者の火災・災害共済割戻金は次回の掛金に振替られます。

金融機関から融資を受けられる方へ

銀行等から住宅融資を受ける際に、火災保険に加入したうえで質権の設定を求められた場合には、防生協の火災・災害共済で可能か金融機関に確認してください。不明な点についてはご相談ください。

◆自分の財産は自分で守る必要があります



うちは
官舎（借家）だし、
部屋でも気をつけて
いるけど…

火災等の被害には…自分が火元のほかに



類焼（もらい火）に加え、
消化活動による**消防破壊**、
消防冠水などもあります。



そのほか、
上の階からの水漏れ、
落雷による家具類又は
電気器具等の被害もあります。

自分が気をつけるだけでは十分ではありません！

火災の被害者は多くの場合

- どこにも損害賠償の請求ができません。
- どこからも保障が受けられません。

なので自分の財産は、
自分で守る必要があります。



「失火の責任に関する法律」の趣旨

通常、不法行為による損害賠償の請求は加害者の**故意又は過失**があればできます。

ところが、日本の家屋には木造家屋が多く、また、失火の場合には加害者自身も焼け出されていることが多いことから、加害者に過大な責任を負わせることを回避するようになっています。

そのため、加害者が賠償責任を負うのは**故意又は重大な過失**がある場合に限られます。

◆共済金のお支払い事例

出火原因不明の自宅全焼

30歳代・男性

平日の昼間、妻が庭で洗濯物を干していたときに火出し、あっという間に**自宅が全焼**してしまいました。出火原因は不明でしたが、故意または重大な過失による火災ではないことが認められ共済金を受け取ることができました。

一時は家族全員が途方に暮れましたが、建物・動産とも**満口まで加入**していて良かったと痛感しています。



給付内容

建物 **1,300万円** (50万円×26口) (建物・動産ともに契約限度口数まで加入)
動産 **1,500万円** (50万円×30口) **合計 2,800万円**

豪雨による土石流災害

40歳代・男性

土石流が発生し、自宅の壁・戸・窓を突き破り、あっという間に1階の全室が土砂と流木で埋め尽くされてしまいました。

罹災証明と現場写真等から**建物、動産ともに「全損」**と判定され災害共済金を受け取ることができ、再建の大きな足掛りになりました。



給付内容

建物 **276万円** (6万円×46口) (建物・動産ともに契約限度口数まで加入)
動産 **180万円** (6万円×30口) **合計 456万円**

注：共済事故が発生したことを知ったときは遅滞なく、防生協に通知してください。また、損害発生箇所がわかる写真を処分前に必ず撮影してください。



契約概要

「現職中」も「退職後」も手ごろな掛金で住まいやニーズに応じた保障が選べます

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事柄のうち、特にご確認いただきたい事項を掲載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。

◆共済金支払の対象となる損害の原因と保障の対象

損害の原因

- 1 火災（自火）
- 2 類焼・消防破壊・消防冠水等
- 3 落雷（地上に到達したもの）
- 4 破裂・爆発
- 5 航空機からの落下物等
- 6 車両の飛び込み（他損）
- 7 上階の他人の住居からの水漏れ※1

火災等による損害

および

風水害等による損害

- 1 台風・暴風雨・洪水降ひよう等
- 2 豪雪・雪崩
- 3 地震・噴火・津波※2
- 4 凍結による水道管等の破裂による損害※3

※1 人為的不慮の事故が保障の対象です。※2 地震・噴火等が原因の火災は風水害等による損害となります。※3 破損した水道管等は保障対象外です。

◆お取り扱い内容（退職火災・災害共済を含む）※退職火災・災害共済の加入資格については5ページの3をご参照ください。

共済期間	7月1日（中途加入の場合は保障開始日）～翌年6月30日	契約内容に変更がない場合、又は解約の申し出がない場合は自動的に契約が更新。定年退職後もお手続きにより継続できます。
1口あたりの掛金と保障額（建物・動産とも）	掛金：200円（年一括払い） 保障額：火災等で最高50万円、風水害等で最高6万円	掛金は、現職契約者は年度更新時6月給与からの源泉控除、退職契約者は毎年6月8日を基準に口座振替により引き落します。また、下半期（1月以降）加入の場合の掛金は、1口あたり100円となります。
加入限度口数	建物	60口：最高限度共済金額 { 火災等3,000万円 風水害等360万円 }
	動産（家財）	30口：最高限度共済金額 { 火災等1,500万円 風水害等180万円 }
	合計	90口：最高限度共済金額 { 火災等4,500万円 風水害等540万円 }
支払要件	火災等による場合	1万円以上の損害
	風水害等による場合	10万円以上の損害
割戻金	毎年度末に決算を行い剰余金が生じた場合、払込掛金額に応じて割戻金を還付	この割戻金は、現職組合員は長期生命共済の掛金として積立てられ、組合を脱退するときに返戻されます。また、退職組合員は次年度掛金の一部に振り替えます。
遺族組合員（含む定年退職後）	組合員本人が死亡した場合、配偶者は遺族組合員として、終身継続して火災・災害共済を利用可能	ただし、遺族組合員本人が所有し現に居住する建物（1物件）、又は現に居住する建物に収納される動産（1か所）が保障の対象となります。

保障の対象は組み合わせを選ぶことができます

組み合わせのパターン → ①建物、動産（家財）の両方保障 ②建物だけの保障 ③動産（家財）だけの保障
さらに、建物、動産ともにそれぞれ2か所まで所在の異なる物件を保障できます。
（自宅の建物・家財に加えて実家の建物や子どものアパートの家財等）
※同一の建物又は同一の動産に契約できるのは一人に限られます。

建 物

契約者又はその配偶者等※が所有し、現に居住する住宅専用建物

耐火造

コンクリート造、石積造及び不燃材料で被覆された鉄骨造、その他建物の外からの火災に対し容易に類焼しないもの。
例：鉄筋コンクリート造の中高層の公団住宅やマンション、コンクリート造の一戸建て等

木造

耐火造以外の建物。
※鉄骨造であっても不燃材で外壁の全てを覆っていないものは木造。軽量鉄骨、準耐火、省令準耐火は木造。

注：賃貸物件及び居住中の「建物」以外（空き家、車庫、物置、門・塀等）、マンションの専有部分以外等は保障の対象とはなりません。

動産（家財）例

契約者又はその配偶者等※が現に居住する建物に収納されている動産（家財）

注：通貨、美術品、貴金属、電子データ、自動車等保障の対象とはならないものがあります。

※ 配偶者等：配偶者、契約者又は配偶者の父母及び祖父母、契約者又は配偶者の子ども及び孫とその配偶者。

◆共済金支払額の計算方法

	火災等の場合	風水害等の場合	
	1口あたり最高50万円 《支払額の計算方法》 ア 建物の支払額 = $\frac{\text{契約額}(\text{契約口数} \times 50 \text{万円})}{\text{共済目的の価額}(\text{契約限度口数} \times 50 \text{万円})} \times \text{損害額}$ 注：建物の火災等による共済金のお支払いは、共済目的の価額に対する契約額の割合に応じて支払われます。より充実した保障のために「満口」（契約口数 = 契約限度口数）でのご加入をお勧めいたします。 イ 動産の支払額 = 損害額 ※ただし、ア・イいずれも支払額は契約金額が限度になります。	損害の程度（損害率）	共済金額
1口あたりの共済金と支払額		①全損・全壊（70%以上）	60,000円
		②1/2以上の損害（50%～70%未満）	30,000円
		③1/3以上の損害（30%～50%未満）	18,000円
		④1/3未満の損害（30%未満）	6,000円
支払事例	加入内容：木造延床面積134.0㎡（40.6坪）で契約限度口数40口（火災等2,000万円、風水害240万円）の物件に建物30口、動産25口加入している組合員の例 損害内容：建物の火災等による損害額1,200万円 動産の火災等による損害額1,000万円の場合 ■合計支払額1,900万円（ア900万円＋イ1,000万円） ア 建物の支払額 = $1,200 \text{万円} \times \frac{30 \text{口} \times 50 \text{万円}}{40 \text{口} \times 50 \text{万円}} = 900 \text{万円}$ イ 動産の支払額 = 1,000万円	《損害率の計算》 ウ 建物の損害率 = $\frac{\text{損害額}}{\text{契約限度口数} \times 50 \text{万円}}$ エ 動産の損害率 = $\frac{\text{損害額}}{\text{契約口数} \times 50 \text{万円}}$ ◆上記の「損害の程度」に応じて共済金が支払われます。 （契約口数×損害の程度に対する1口あたりの共済金額①～④） ※ただし、算出した額が損害額を超える場合は損害額が限度となります。	
		損害内容：建物の風水害等による損害額30万円 動産の風水害等による損害額20万円の場合 ■合計支払額33万円（ウ18万円＋エ15万円） ウ 建物の損害率 = $\frac{30 \text{万円}}{40 \text{口} \times 50 \text{万円}} \Rightarrow 1.5\% \text{（1/3未満の損害）}$ 共済金6,000円×30口 = 18万円 エ 動産の損害率 = $\frac{20 \text{万円}}{25 \text{口} \times 50 \text{万円}} \Rightarrow 1.6\% \text{（1/3未満の損害）}$ 共済金6,000円×25口 = 15万円	

家族構成		1 名	2 名	3 名	4 名	5 名	6 名以上
加入口数の目安		5 口以上	10 口以上	15 口以上	20 口以上	25 口以上	30 口
掛金の年額		1,000 円～	2,000 円～	3,000 円～	4,000 円～	5,000 円～	6,000 円
最高保障額 (共済金)	火災等	250 万円～	500 万円～	750 万円～	1,000 万円～	1,250 万円～	1,500 万円
	風水害等	30 万円～	60 万円～	90 万円～	120 万円～	150 万円～	180 万円

- 火災共済は年末調整や確定申告の際の地震保険料控除の対象とはなりません。

病気やケガによる入院・手術、死亡（重度障害）を、これひとつで保障します。

生命・医療共済の特長

1 手ごろな掛金で幅広く充実した保障

大人1口あたり月額**1,000円**という手ごろな掛金で、公務・非公務、国内・海外を問わず、**入院**（病気・ケガ）、**手術**から、万一の場合の**死亡（重度障害）**まで幅広く保障します。 ※子どもは1口あたり250円です。

2 簡単な請求手続と迅速なお支払い

軽微な傷病で短期間の入院のみの場合は、**領収書等により共済金請求手続き**ができます。
共済金は、迅速確実に指定の銀行口座にお振込みします。

3 退職組合員・遺族組合員の継続利用

- 退職組合員** 若年定年退職される自衛官等は一定の要件・要領のもと、60歳まで継続利用できます。（延長プラン60）
- 遺族組合員** 万一、契約者（現職組合員及び延長プラン60利用者等）が亡くなった場合、生命・医療共済に加入されていた配偶者は、死亡した組合員が計算上満60歳となるまで継続利用できます。

剰余金の割戻しと積立て

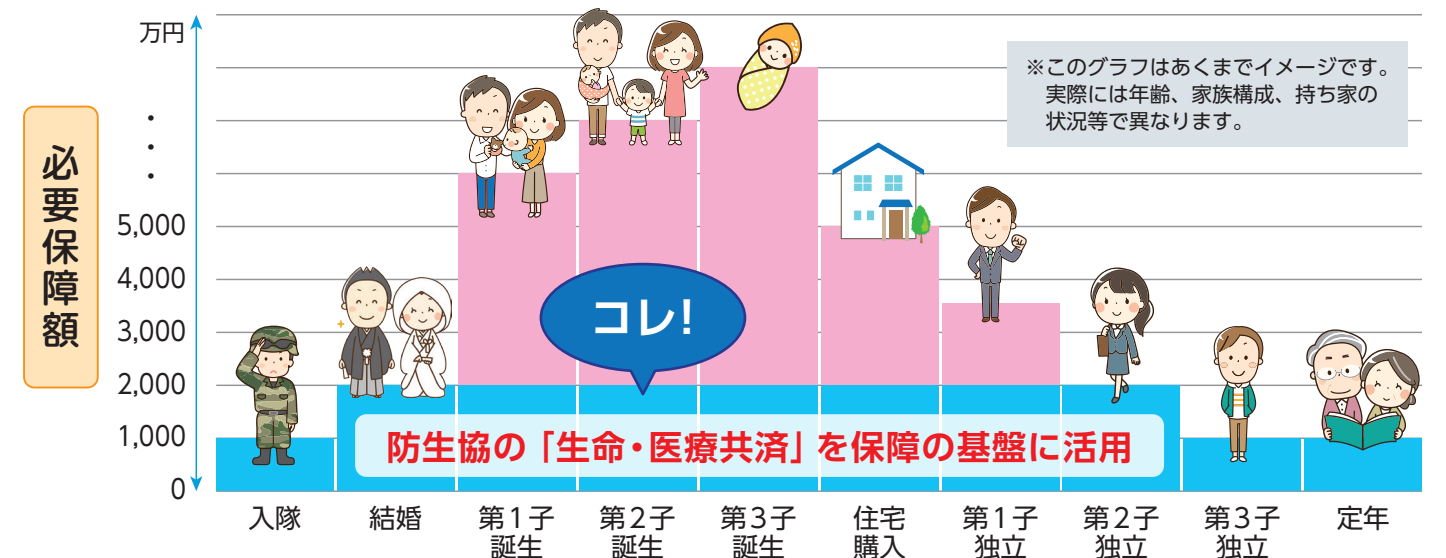
決算で剰余金があると割り戻され、現職時は、将来の退職者生命・医療共済の掛金として積立てられます。
また、退職者生命・医療共済に移行せず組合を脱退する場合は出資金とともにお返しします。

◆ライフステージに応じた保障の基盤を提供します

入隊から結婚出産、住宅取得等**さまざまなライフステージ**に求められる「**保障の基盤**」を提供します。また、退職後は**退職者生命・医療共済に移行**できます。



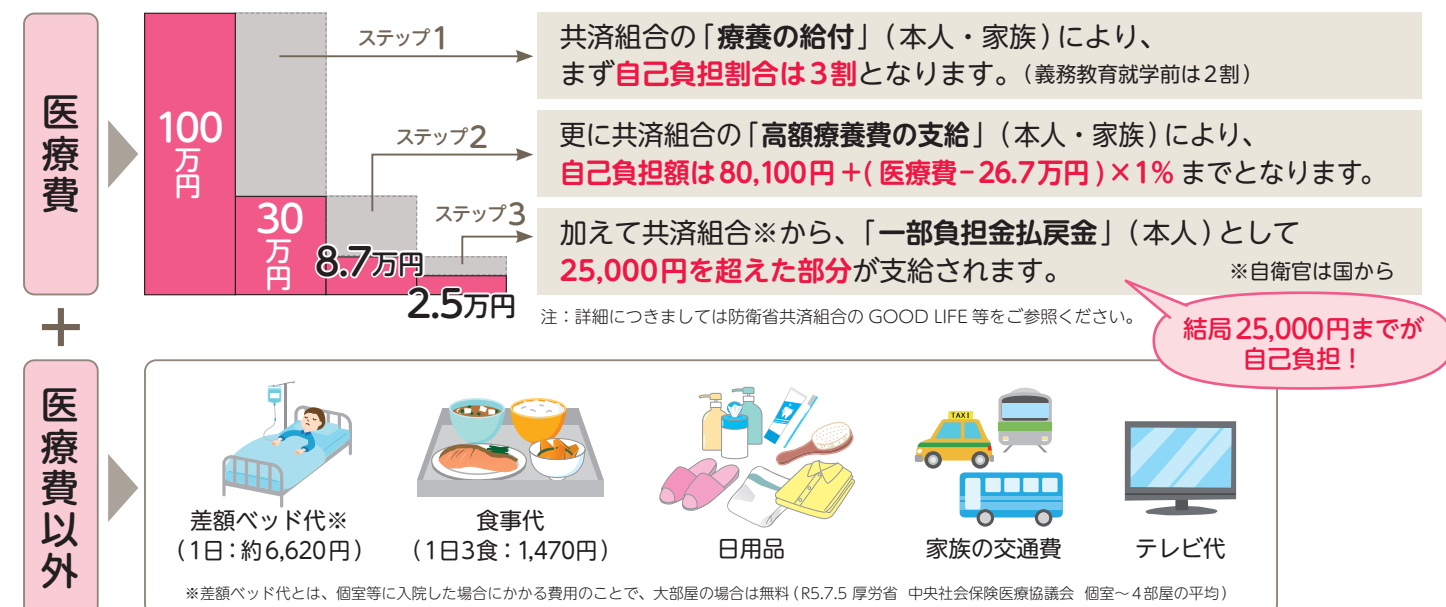
【ライフステージ上の必要保障額のイメージ】



※ここで言う「必要保障額」とは、世帯主が亡くなった場合に遺族が経済的に安心して暮らしていける金額のこと。（生活費、教育費、住宅費、葬儀費用等の支出や遺族年金等入ってくるお金を考慮）

◆ご自身やご家族が入院したときの自己負担について

標準報酬月額28万円～50万円未満の方が1か月入院し、医療費が100万円だった例。



このように公的保障により驚くほど手厚く守られていて、本人が入院した場合の医療費は結果として、**月25,000円、1日あたり約833円（25,000円÷30日）の自己負担**となります。これに、**医療費以外の費用**を加えると・・・

💡 **入院保障の目安は、最低8,000円/日 程度に各ご家庭の事情をプラス**



契約概要

手ごろな掛金で疾病やケガによる入院・手術、万が一の死亡（重度障害）を幅広く保障します

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事柄のうち、特にご確認いただきたい事項を掲載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。

【生命・医療共済加入例】

ご夫婦（夫が契約者）、子ども2人で各人満口加入、その後定年退職の例 共済掛金合計 8,500 円

	夫	妻	第2子	第1子
加入	4口加入 (掛金 4,000 円/月)	3口加入 (掛金 3,000 円/月)	3口加入 (掛金 750 円/月)	3口加入 (掛金 750 円/月)
死亡（重度障害）共済金	2,000 万円	1,500 万円	下記の第1子と同じ	210 万円
入院共済金	12,000 円 / 日	9,000 円 / 日		9,000 円 / 日
手術共済金	12 万円 / 回	9 万円 / 回		9 万円 / 回
退職			(定年)退職	第2子24歳 第1子24歳

健康なうちしか加入できません！



定年退職時のオプション

1 退職とともに「退職者生命・医療共済」へ移行

- 生命・医療共済に2年以上加入している組合員とその配偶者は移行時に健康告知の省略が可能です。（下記2も同様に省略可）
- 事業年度末までの生命・医療共済の掛金を一括して払い込むことにより、6月30日まで現職の保障を継続することができます。（年度内継続契約）

2 若年定年退職自衛官の皆さんに おすすめの新オプション！

「延長プラン60」を選択し、その後60歳から「退職者生命・医療共済」へ移行

- 60歳未満で定年退職となる若年定年退職者等も60歳まで生命・医療共済の延長が可能です。
- ご夫婦それぞれ、最大3口までの保障を継続できます。
- さらに、気になる掛金も現職時代と同じです。

注・生命・医療共済の延長終了年齢は60歳のみです。
意・60歳からの退職者生命・医療共済の一時払掛金は退職時にお支払を要し、かつ延長中の生命・医療共済の掛金は、毎年12か月分ずつまとめて銀行振替となります。

※オプション1、2のいずれも選択せず、退職時に脱退することも可能です。

◆お取り扱い内容

契約できる方	■ 申込日現在、それぞれ健康で正常に勤務や生活をしている組合員と組合員の配偶者及び子ども（子ども：契約者又は配偶者の子で契約者と生計を一にする満1歳以上24歳未満の健康な子） 生命・医療共済加入において健康で正常に勤務や生活をしているとは ① 3か月以内に入院または通院をしていない（※1）。 ② 医師から入院又は治療（検査・経過観察等を含む）を指示されていない。 ③ 過去1年以内に病気で継続して14日以上入院していない。 ④ その他、社会通念上、健康ではないと思われるところはない（※2）。	
共済金のお支払い	共済契約の効力が生じた日以降に生じた傷病を原因として、共済期間中に死亡又は重度障害となった場合、病院又は診療所に入院した場合に支払われます。	
	死亡（重度障害）共済金	重度障害の状態については16ページを参照ください。
	入院共済金	病気・ケガで継続して3日以上入院をしたとき1日目から支払われます。1共済期間（7月1日～6月30日）で通算180日を限度として支払われます。 注：退院日翌日から起算して11日以内に同一傷病で再入院した場合は1回の入院とみなします。
	手術共済金	入院共済金の支払い対象となる入院に関係した治療目的の手術、1入院に対して1回支払われます。
退職組合員（延長プラン60）	■ 若年定年退職自衛官等60歳未満で定年退職される方は「延長プラン60」を利用することにより、60歳まで生命・医療共済を延長（継続）利用できます。 ※掛金等に関する注意事項が有りますので、次ページ右上のオプション2をご覧ください。	
遺族組合員（配偶者）	■ 組合員本人が死亡した時点で生命・医療共済に加入していた契約者の配偶者と子どもは死亡した組合員本人が計算上満60歳となる日の属する事業年度末までの間、継続して生命・医療共済を利用することができます。注：子どものみの利用はできません。	

※1 高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症につきましては、投薬治療中であっても追加告知で加入できる場合があります。（令和7年1月保障開始より）

※2 妊娠していても分娩予定日の30日以上前で、異常が認められない場合は加入・増口ができます。

【割戻金】

毎年度末に決算を行い剰余金が生じた場合、払込掛金額に応じて割戻金が還付されます。この割戻金は、退職者生命・医療共済（長期生命共済）の掛金として積立てられ、組合を脱退するときには返戻されます。

◆保障額及び掛金の一覧

加入者（被共済者）	口数	死亡（重度障害）共済金	入院共済金 日額	手術共済金	一人分の掛金月額（毎月源泉控除）
契約者本人（4口まで） 配偶者（3口まで）	4口	2,000万円	12,000円	12万円	4,000円
	3口	1,500万円	9,000円	9万円	3,000円
	2口	1,000万円	6,000円	6万円	2,000円
	1口	500万円	3,000円	3万円	1,000円
子ども 満1歳～24歳未満（3口まで）	3口	210万円	9,000円	9万円	750円
	2口	140万円	6,000円	6万円	500円
	1口	70万円	3,000円	3万円	250円

初めてご加入される方へ

各共済をご利用いただくためには、防生協の組合員になっていただく必要があります。詳細はパンフレット最終ページの「その他ご留意いただきたい事項」の「防生協『基本』出資金」をご覧ください。

よくあるお問い合わせ

Q1 レーザー屈折矯正手術 (LASIK) は、手術共済金の支払対象になりますか？
 レーザー屈折矯正手術は、公的医療保険制度による保険給付対象の診療報酬点数表に記載されていないため、手術共済金の支払対象になりません。ただし、継続して3日以上入院すれば入院共済金は支払われます。

Q2 骨折で入院しボルトで固定、3か月後にボルトを取り外すために再入院して手術を受けました。この場合、手術共済金の支払対象となりますか？
 ボルト取り外しの入院が継続して3日以上であれば2回目の手術共済金が支払われます。

Q3 組合員の配偶者、子どもなら誰でも生命・医療共済に加入できますか？
 生命・医療共済契約者の配偶者（内縁関係を含む）で、健康であれば加入資格があります。
 また、「こども契約」は、効力発生日において満1歳以上24歳未満で契約者又は配偶者の子で契約者と生計を一にする健康な子どもであれば加入できます。
 ただし、組合員である配偶者又は組合員の資格を有する子は、「こども契約」の被共済者となることはできませんので、組合員本人としてご加入ください。

Q4 配偶者及び子ども分の出資金と割戻金はどうなりますか？
 配偶者及び子どもは組合員ではないため、その出資金は不要です。決算で剰余金があれば、配偶者及び子ども分も利用分量割戻金として組合員に割り戻されます。



◆共済金のお支払い事例

バイク運転中の事故による骨折

20歳代・男性



友人とバイクでツーリング中に転倒してガードロープに激突し、救急車で搬送されました。結果、右足大腿骨の骨折で、27日間入院してボルト固定の手術を受けました。さらにそのあとボルト除去のために10日間入院しました。両方とも民間の病院だったので、**治療費や入院滞在費を含めてかなりの出費**となりましたが、**防生協に3口加入**していたため、最終的な**負担は相当軽**なり、大変助かりました。

給付内容	骨折時	入院共済金 243,000円 (3,000円×3口×27日間) 手術共済金 90,000円 (30,000円×3口) 小計 333,000円
	ボルト除去時	入院共済金 90,000円 (3,000円×3口×10日間) 手術共済金 90,000円 (30,000円×3口) 小計 180,000円 合計 513,000円

※1回目の退院の翌日から起算して12日以上経過した後に入院共済金の対象となる再入院をし、手術した場合は、それぞれが別の入院・手術として扱われ2度目の手術共済金支払の対象となります。

悪性リンパ腫による入院

配偶者：40歳代・女性

昨年、首と右脇の下にしこりがあったため検査したところ、悪性リンパ腫と診断され、**化学療法と放射線治療**のため1年間に8回、合計112日間入院しました。現在も通院しながら治療をしていて出費がかさむ上、**今後も入院治療が必要になる可能性**もあるので、防生協の**生命・医療共済に2口**だけでも加入していて本当に良かったと思います。

給付内容	入院共済金 672,000円 (3,000円×2口×112日間)
------	---



注意喚起情報

ご契約に当たって、必ず知っておいていただきたいこと

この「注意喚起情報」は、ご加入に際して注意していただきたい重要な事項を掲載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。
 なお、詳細につきましては「生命共済ご契約のしおり」をご確認ください。

1 告知に関する重要事項

加入（増口）の際には、当該被共済者が加入申込日現在「健康で正常に勤務・生活している」ことが条件です。加入申込書の「告知事項」欄を確認していただき、告知してください（告知義務）。この際、当組合の職員に口頭でお伝えされても告知いただいたことにはなりません。必ず申込書の所定の欄にご記入をお願いします。また、直近3か月以内の入院・通院の状況によっては、加入できない場合があります。
 告知義務に違反された場合は、加入（増口）を解除し共済金をお支払いしない場合があります。

2 保障開始日（効力発生日）及び共済期間と自動更新

(1) 効力が発生する契約上の保障開始日と初回の源泉控除は下表のとおりになります。保障開始日の年月日は、後日お渡しする承諾書でご確認ください。

共済契約申込書で選択した保障開始日	効力が生じる日（契約上の保障開始日）	初回の源泉控除
承諾日翌日	●地域担当者に提出した場合 申し込んだ日の翌日 ●申込書を郵送した場合 本部での処理日の翌日	翌月（※）の給与から 初回は2か月分
翌月1日	申し込んだ日の翌月の1日	翌月（※）の給与から 1か月分

※郵便事情等により、申込書の本部受領に遅れが生じた場合、初回の源泉控除は、翌々月となる場合があります。

(2) 上記(1)以降の共済期間は事業年度の初日（毎年7月1日）から末日（翌年6月30日）までの1年間です。
 (3) 共済期間満了日の1か月前までに契約者から契約を更新しない旨、又は契約の変更等の申出がない場合は、契約は従前と同じ内容（定款又は規約の改正で掛金額・保障内容等に変更があった場合は、その改正後の内容）で自動的に更新されます。

3 重度障害の状態とは

傷害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であって将来回復の見込みのない次のいずれかに該当する状態をいいます。
 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 ②言語又は咀嚼（そしゃく）の機能を全く永久に失ったもの
 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 ⑤両上肢とも手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
 ⑥両下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
 ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
 ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

4 共済金をお支払いできない場合

(1) 死亡共済金（重度障害共済金を含む。）
 ①契約者又は共済金受取人の故意により被共済者が死亡したとき。
 ②契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により重度障害の状態になったとき。
 ③初回共済契約（増口契約した場合は当該契約）の効力が生じた日から1年

以内に被共済者が自殺（自殺行為により重度障害になった場合を含む。）したとき。
 ④被共済者の私闘その他自らの犯罪行為により死亡又は重度障害の状態になったとき。
 (2) 入院共済金
 ①被共済者又は共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた傷病を原因とするとき。
 ②被共済者の重大な法令違反等により生じた傷病を原因とするとき。
 ③被共済者の私闘その他自らの犯罪行為により生じた傷病を原因とするとき。
 ④美容上の処置、治療を伴わない診断のための検査入院、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術等であるとき。
 ⑤リハビリテーションのための入院であるとき。
 ⑥先天性異常、精神障害（統合失調症（精神分裂症）、そううつ病等）又は慢性中毒（アルコール中毒、モルヒネ中毒、ヘロイン中毒等）によるとき。
 精神障害（統合失調症（精神分裂症）、そううつ病等）とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷病及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）」において、F20～F34に区分される精神疾患をいいます。
 (3) その他
 上記(1)(2)以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので、「生命共済ご契約のしおり」を確認ください。

5 共済掛金の払込み、契約の失効、猶予期間

(1) 共済掛金の払込期日
 ①共済掛金の払込みは原則として月払いで、給与からの源泉控除となります。
 ②契約者は、第2回目以後の月額共済掛金を、当該月の末日（以下「払込期日」という。）までに払い込んでいただきます。
 (2) 共済契約の失効
 ①払込期日から2か月（以下「猶予期間」という。）を経過しても共済掛金が払い込まなかった場合には、この共済契約は払込期日の前月末の翌日にさかのぼってその効力を失います。
 ②猶予期間中に共済事故が生じた場合には、払込期日の到来した未払共済掛金が猶予期間中に払い込まれるまで、共済金は支払われません。

6 解約と解約返戻金の有無について

生命共済契約の解約は解約申込書によりいつでもできますが、これによる解約返戻金はありません。
 防生協組合員で生命共済のみを利用している方は解約により脱退となりますので、脱退届を提出してください。この場合、組合員出資金等が返戻されます。

7 時効について

共済金の支払及び共済掛金の返還を請求する権利は、3年間行われなときは、時効となり消滅します。

8 共済金の分割支払等について

大規模災害その他の事由により、その支払うべき共済金の支払に支障が生じ又はそのおそれがある場合、総代会の議決を経て、当該共済金について分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減をする場合があります。

9 その他

生命共済は年末調整の際の生命保険料控除の対象にはなりません。

退職後から85歳までの病気やケガによる入院と死亡（重度障害）をこれひとつで保障します。

退職者生命・医療共済の特長

1 手ごろな掛金で幅広く充実した保障

85歳までの病気やケガによる入院と死亡（重度障害）を広くカバーします。入院保障は、1日**5,000円**又は**10,000円**の保障が満期まで変わらず続きます。死亡（重度障害）の保障は、**100万円・300万円・500万円**から選択できます（注）。それぞれの保障を組み合わせることによって、自分に合った保障を選択することができます。

注：死亡（重度障害）の保障は、いずれを選択した場合も70歳からは一律100万円となります。

2 一括払いによる掛金の安さ

掛金を一括払いでいただくことにより、**月額に換算すると安い掛金**となっています。また、保障期間中の追加掛金等はありません。

例えば保障開始時の満年齢が56歳、〔本人コース：入院保障**5,000円/日**、死亡（重度障害）保障**100万円**〕の一括払い掛金は1,173,306円で

月額に換算（348か月）すると約**3,372円/月**となります。

3 簡素化された手続き

退職時（共済契約確定届提出時）、**生命・医療共済（生命共済）に2年以上加入**している組合員と配偶者は、保障期間への移行に必要な**健康告知を省略**できます。

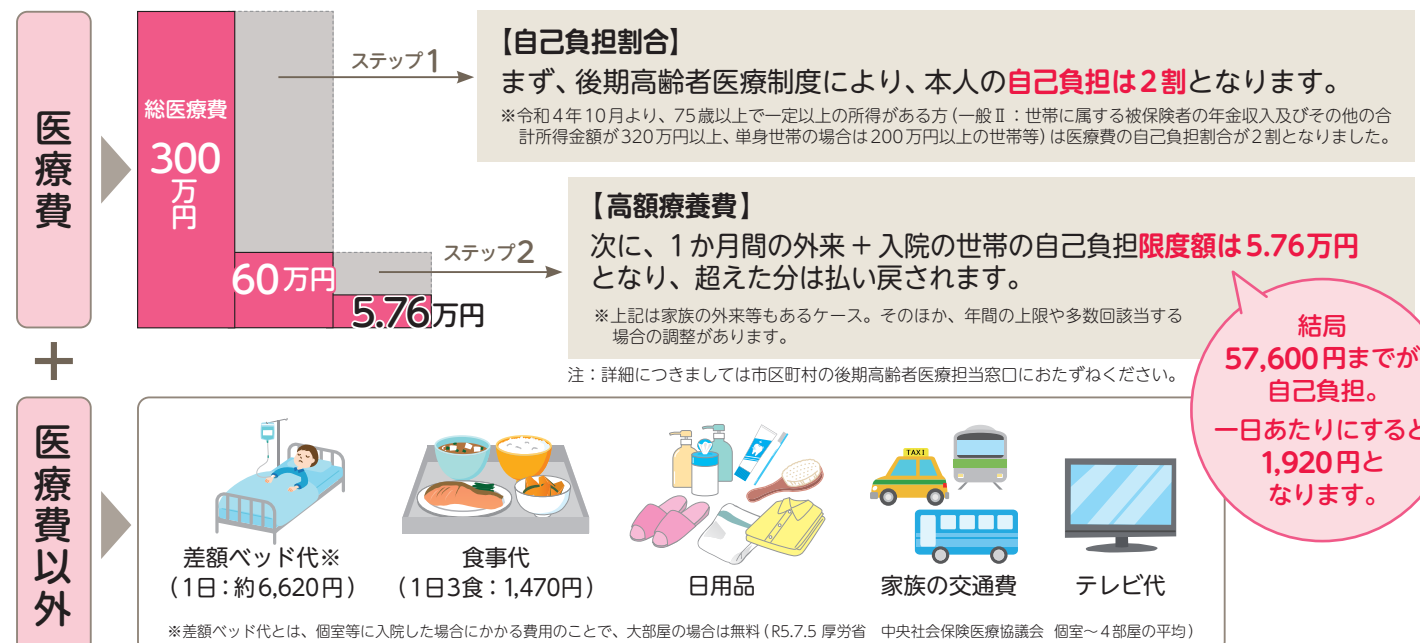
また、**契約者が高齢になった場合**も、容易に共済金の請求ができるよう、**請求手続きを簡単**にしたり、入院共済金の請求を行う意思表示が困難な場合には親族等による**代理請求**もできます。

現職時からの計画的準備（事前の積立金）

火災・災害共済、生命・医療共済にご加入になられている場合、決算で剰余金が出ると、その**剰余金は割り戻されて毎年積立**てられます（掛金積立金）。さらに、現職時代の余裕のある時に、**あらかじめ掛金の一部を積み立て**ておくことができます（43歳以上の方が対象となる事前積立掛金）。いずれの積立金にも利息が付き、退職時に退職者生命・医療共済の一括払い掛金の一部に充当されますので、掛金を一括で支払うことの**負担を軽減**することができます。

◆入院したときの自己負担のイメージ（自衛隊退職後）

77歳男性が胃がんで30日入院し、医療費が300万円だった例
（後期高齢者医療 所得＝一般Ⅱで、月始から月末までの入院で、月を跨がなかったケース）



このように公的保障により手厚く守られて、本人が入院した場合の医療費は結果として、**月57,600円、1日あたり約1,920円（57,600円÷30日）の自己負担**となります。これに、**医療費以外の費用**を加えると・・・

💡 貯金以外に、入院保障として5,000円/日～10,000円/日を準備しておきませんか？

◆共済金のお支払い事例

繰り返す入院に経済的な支え

70歳代・男性

55歳の定年退職時に退職者生命・医療共済の本人コース、入院1口、死亡1口に加入しました。数年後に筋萎縮性側索硬化症となり、その後約7年間で計25回、通算で600日の入退院を繰り返しました。加入時の掛金の約3倍となる合計300万円の入院共済金の支払いを受け、経済的にとても助かりました。

加入共済種類	入院共済金
退職者生命・医療共済	300万円（5,000円×1口×600日）

夫が残してくれた二つの保障

50歳代・女性

夫には消化器系の持病があったのですが、退職後2か月ほどで悪化し、入院10日後に亡くなりました。3月末の退職時には生命・医療共済の掛金を一括納入して「年度内継続契約者」※になり、生命・医療共済、退職者生命・医療共済の両方の保障が受けられました。

健康状態を考慮し、退職者生命・医療共済加入時には死亡保障に重点を置いてくれた夫に感謝しています。

※年度内継続契約者：退職の際、当該日から共済期間が満了する日（6月30日）までの掛金を納入していただいた場合、満了日（6月30日）まで生命・医療共済の保障が継続されます。

加入共済種類	入院共済金	死亡共済金	すべての合計
生命・医療共済	6万円（3,000円×2口×10日）	1,000万円（2口）	1,511万円
退職者生命・医療共済	5万円（5,000円×1口×10日）	500万円（5口）	



退職後も85歳まで病気やケガによる入院と死亡（重度障害）を長期保障します

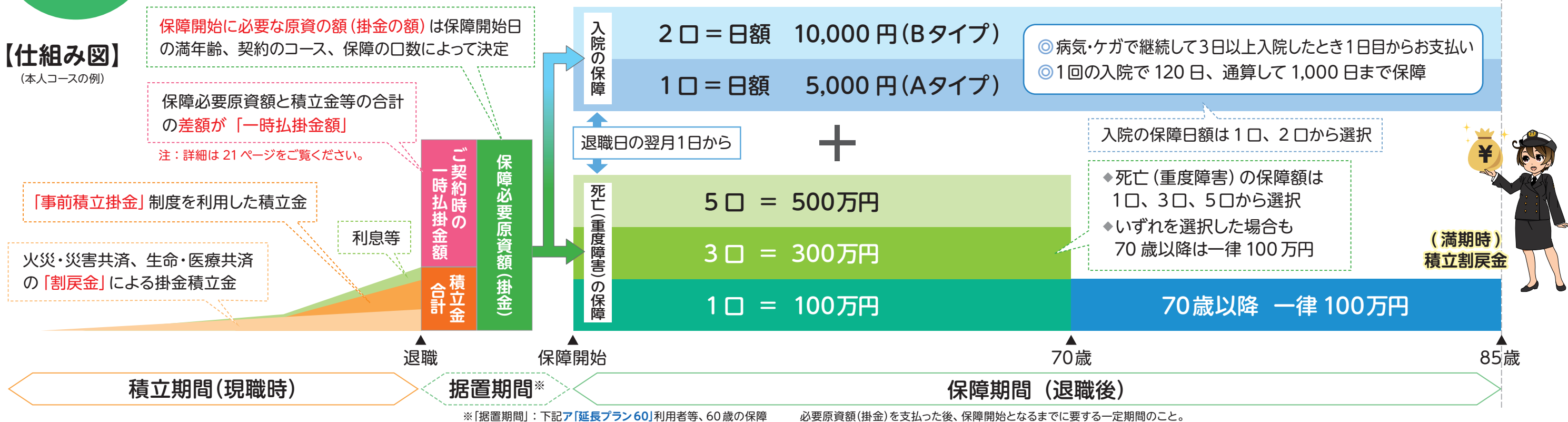
契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事柄のうち、特にご確認いただきたい事項を

掲載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。

【仕組み図】

(本人コースの例)



〈関連情報〉 生命・医療共済

ア「延長プラン60」：60歳未満で定年退職となる若年定年退職自衛官等の方は、一定要件・要領のもと、生命・医療共済の保障を満60歳になるまで継続することができます。尚、その場合の退職者生命・医療共済の保障開始は、一律60歳となります。(詳細は別途チラシ等でご確認ください。)

イ「年度内継続契約者」：退職の際、当該日から生命・医療共済が満了する日(6月30日の防生協事業年度末)までの掛金を納入していただいた場合、満了日まで生命・医療共済の保障を継続することができます。但し、退職者生命・医療共済との併用はできません。

契約できる方		・ 54歳以上で、かつ退職される時点で 火災・災害共済又は生命・医療共済 を利用している 組合員及び、その組合員の配偶者 。 ※早期募集退職者及び50歳以上54歳未満で退職される方のお取り扱いについては、別途窓口にお問い合わせください。			
種類	コース	★本人コース（Ⅰ型） ★本人・配偶者コース（Ⅱ型）			
	口数	★入院＝1口（Aタイプ）、2口（Bタイプ）の 2種類 ★死亡（重度障害）＝1口、3口、5口の 3種類			
保障内容	入院	病気・ケガで継続して3日以上入院をしたとき ・ 1日目から入院1日につき1口＝ 5,000円 2口＝ 10,000円 ・ 1回の入院で120日を限度とし、通算して1,000日まで支払われます。			
	死亡 （重度障害）	契約口数	54歳～70歳※1	70歳※2～85歳※3	重度障害の例 ・ 両眼の視力を全く永久に失ったもの ・ 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの ・ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ・ 両上肢を手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 等
		1口	100万円 ※4	一律 100万円 ※4	
		3口	300万円		
		5口	500万円		
※1 70歳の保障開始応当日前日までをいいます。 ※2 70歳の保障開始応当日からをいいます。 ※3 85歳の保障開始応当日前日までをいいます。 ※4 解約返戻金が上回る場合は解約返戻金と同額を支払います。 （「保障開始応当日」とは毎年の保障開始日に対応する日をいいます。）					

* 20に記載の利息(*1・*2)について 防生協では掛金積立金や事前積立掛金から事業費等を差し引いたものに対し、所定の利息*1(制度設計上あらかじめ見込まれている利息)を、1事業年度を経過後に積立金に加算します。そのため、例えば「事前積立掛金」に初めて利息が

保障期間	契約者本人		・契約者が 退職した日の属する月の翌月1日 (ア「 延長プラン60 」利用者は60歳になった誕生日の属する月の翌月1日)から 85歳になった年の保障開始応当日の前日 まで。
	配偶者		・ 年齢に関係なく契約者(本人)と同じ期間 です。(保障開始日と満期日は契約者と同じ日付になります。)又、配偶者年齢は実年齢にかかわらず、契約者(本人)年齢に同じとみなされます。 ・保障期間中に契約者が死亡又は重度障害の状態になり契約が消滅する場合でも、配偶者は 希望により契約を継続 することができます。
掛金・割戻金等	積立期間中	掛金積立金	・「火災・災害共済」や「生命・医療共済」の毎事業年度の収支において 剰余金 がある場合は割戻金が支払われます。その割戻金が「退職者生命・医療共済」の掛金積立金に振り替えられ所定の利息*1が付されます。 ・積立期間及び据置期間中は 不慮の災害事故による死亡(重度障害)に対し20万円 の災害死亡(災害重度障害)共済金が支払われます。
		事前積立掛金制度	・ 掛金を事前に積み立て ることができます。この積立金には所定の利息*1が付されます。 ※対象組合員：受付期間の2月末で満43歳以上の組合員。 ※受付期間：毎年12月1日から2月末日の間に銀行等から一時金5万円以上1万円単位での振り込みとなります。 ・組合を脱退する場合は、掛金積立金とともにお返しします。
	保障期間中	積立割戻金及び中途解約	・毎事業年度の収支において剰余金がある場合は契約者割戻金として支払い、所定の利息*2を付してこれを積み立て、共済契約が終了したときに「 積立割戻金 」としてお支払いいたします。 ・ 中途解約はいつでも可能 で、解約申込日の直後に訪れる保障開始応当日の満年齢に応じた 解約返戻金と積立割戻金が返戻 されます。

へ付くのは、掛金の振り込みから1事業年度を経過後になります。また、事業年度末に有効な契約には決算により発生した剰余に基づき「契約者割戻金」を支払います。「契約者割戻金」には1事業年度経過ごとに所定の利息*2(積立金に対する利息)が付与され積み立てられます。

契約概要

ご契約時にお支払いいただく掛金

掛金は一括払いです。保障期間全体分をまとめて払い込むことにより、月々に払い込むよりも掛金の総額を安く抑えることができます。



「**一時払掛金額**」は契約時の満年齢、契約のコース、入院保障の口数、死亡保障の口数により定まっている「**保障必要原資額**」から「**共済掛金積立金等**」（火災共済、生命共済の割戻金を積み立てた共済掛金積立金と事前積立掛金及び積立割戻金）を差し引いた金額になります。

保障必要原資額（掛金）

（下表の保障開始に必要な原資（掛金）の額）

共済掛金積立金等

（積み立ててきた割戻金、事前積立掛金等）

一時払掛金額

（退職時にお支払いいただく金額）

◆保障必要原資額表（掛金額表）抜粋

※若年定年退職等の方が、生命・医療共済の保障継続「延長プラン60」を選択された場合は、一律60歳の保障必要原資額となります。

(1) 本人コース（Ⅰ型）

入院保障 死亡保障 (重度障害)	1口 日額5,000円(Aタイプ)			2口 日額10,000円(Bタイプ)		
	1口 (100万円)	3口 (300万円)	5口 (500万円)	1口 (100万円)	3口 (300万円)	5口 (500万円)
54歳	1,190,590	1,503,809	1,827,767	1,957,444	2,186,124	2,510,082
55歳	1,182,978	1,488,330	1,803,614	1,941,364	2,164,716	2,480,000
56歳	1,173,306	1,469,917	1,775,617	1,921,201	2,138,605	2,444,305
57歳	1,163,583	1,450,505	1,745,639	1,900,974	2,111,750	2,406,884
58歳	1,153,809	1,430,065	1,713,631	1,880,679	2,084,119	2,367,685
59歳	1,143,981	1,408,578	1,679,566	1,860,308	2,055,681	2,326,669
60歳※	1,134,100	1,385,879	1,643,113	1,839,863	2,026,321	2,283,555
61歳	1,120,124	1,357,351	1,599,089	1,811,284	1,987,532	2,229,270
62歳	1,106,073	1,326,971	1,551,453	1,782,599	1,947,289	2,171,771
63歳	1,091,942	1,294,466	1,499,676	1,753,799	1,905,373	2,110,583
64歳	1,077,731	1,259,752	1,443,618	1,724,870	1,861,685	2,045,551
65歳	1,063,440	1,222,747	1,383,143	1,695,794	1,816,126	1,976,522

(2) 本人・配偶者コース（Ⅱ型）

入院保障 死亡保障 (重度障害)	1口 日額5,000円(Aタイプ)			2口 日額10,000円(Bタイプ)		
	1口 (100万円)	3口 (300万円)	5口 (500万円)	1口 (100万円)	3口 (300万円)	5口 (500万円)
54歳	2,101,724	2,558,931	3,026,877	3,555,169	3,905,850	4,373,796
55歳	2,084,822	2,528,940	2,982,990	3,520,623	3,861,950	4,316,000
56歳	2,065,768	2,495,509	2,934,339	3,481,902	3,812,913	4,251,743
57歳	2,046,568	2,460,564	2,882,772	3,443,025	3,762,684	4,184,892
58歳	2,027,217	2,424,085	2,828,263	3,403,985	3,711,232	4,115,410
59歳	2,005,684	2,384,037	2,768,781	3,360,733	3,654,475	4,039,219
60歳※	1,983,977	2,342,314	2,706,106	3,317,287	3,596,344	3,960,136
61歳	1,958,051	2,294,272	2,635,004	3,265,593	3,528,310	3,869,042
62歳	1,931,915	2,243,833	2,559,335	3,213,671	3,458,300	3,773,802
63歳	1,905,545	2,190,543	2,478,227	3,161,517	3,385,961	3,673,645
64歳	1,874,846	2,129,923	2,386,845	3,101,037	3,302,822	3,559,744
65歳	1,843,841	2,066,072	2,289,392	3,040,248	3,216,923	3,440,243

注：年齢は保障開始日の満年齢です。上表は抜粋であり、それ以外の年齢につきましては「長期生命共済ご契約のしおり」をご覧ください。
死亡（重度障害）保障に2口、4口はありません。

注意喚起 情報

ご契約に当たって、 必ず知っておいていただきたいこと

この「注意喚起情報」は、ご加入に際して注意していただきたい重要な事項を掲載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。
なお、詳細につきましては「長期生命共済ご契約のしおり」をご確認ください。

1 申込の撤回

契約者は、一時払掛金を払い込んだ後、領収日（振込日）を含めて8日以内であれば申込みの撤回をすることができます。撤回をされた場合、払い込んだ掛金の全額が返戻されます。

2 健康状態の告知

- ①保障期間への移行申込みは「共済契約確定届」の提出により行いますが、その際、「健康告知」をしていただきます。
- ②組合員、配偶者の方が共済契約確定届提出時に、生命共済を2年以上利用している場合、その方の健康告知は必要ありません。
- ③共済契約確定届提出時に生命共済の利用が2年未満の組合員、配偶者と火災共済のみを利用している組合員は、健康告知が必要です。不健康な場合は入院、死亡の加入口数が1口に制限されます。
- ④生命共済を利用していない配偶者は健康告知が必要であり、不健康な場合加入できません。
- ⑤「不健康な場合」とは、共済契約確定届提出日現在入院中（医師により入院治療の指示を受けている場合を含む。）の場合、又は過去2年以内に継続して14日以上入院の事実がある場合をいいます。
ただし、入院中又は過去の入院等の傷病が将来、死亡又は重度障害の原因になるおそれがないという医師等の証明が得られれば、この限りではありません。
- ⑥告知された傷病で保障開始後2年以内に発症された場合、入院共済金の支払いを受けられません。また、告知された傷病で死亡又は重度障害の状態になられた場合、死亡・重度障害共済金は支払われません。

3 一時払掛金の払込み

一時払掛金は一括払いです。組合の職域を退職する日の属する月の末日までに払い込むようになっています。ただし、退職手当等が支給されるまでの間（2か月以内）は払込みが猶予されます。保障開始当日（退職月の翌月の1日）の属する月の翌月の末日を過ぎても払い込まれない場合、契約者によって保障開始日の前日に契約が解約されたものとみなされます。

4 保障開始日

- ①退職月の翌月1日から保障が開始されます。（「延長プラン60」利用者は60歳になった誕生日の属する月の翌月1日）
- ②払込猶予期間内の入院及び死亡・重度障害については、一時払掛金の払込みが確認された後、共済金が支払われます。

5 重度障害状態と契約

重度障害共済金が支払われた場合、契約は消滅します。重度障害の定義については「長期生命共済ご契約のしおり」をご確認ください。
なお、重度障害の状態と認定された日まで入院していたときは、その日までの入院共済金が支払われます。

6 共済金をお支払いできない場合

入院共済金	1. 契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によるとき 2. 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき 3. 美容上の措置、治療を伴わない診断のための検査入院等、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術等によるとき 4. 被共済者の先天性異常、精神障害（統合失調症（精神分裂症）、そううつ病等）又は慢性中毒（アルコール中毒、モルヒネ中毒、ヘロイン中毒等）によるとき 精神障害（統合失調症（精神分裂症）、そううつ病等）とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」CD-10（2013年版）」において、F20～F34に区分される精神疾患をいいます。
-------	---

死亡共済金	1. 保障開始日から1年以内の被共済者の自殺によるとき 2. 死亡共済金等受取人の故意によるとき 3. 契約者の故意により被共済者たる配偶者が死亡したとき 4. 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき
重度障害共済金	1. 保障開始日から1年以内の被共済者の自殺行為によるとき 2. 契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によるとき 3. 被共済者の私闘その他の犯罪行為によるとき

7 時効

共済金等の支払を請求する権利は、3年間行われなときは、時効によって消滅します。

8 共済金の分割支払等

大規模災害その他の事由により、その支払うべき共済金の支払に支障が生じ又はそのおそれがある場合、総代会の議決を経て、当該共済金について分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減が行われることがあります。

9 契約の解除

- (1) 告知義務違反による解除
契約者が共済契約確定届を提出する際、故意又は重大な過失により、告知事項について、組合の審査に関係ある事項について重大な事実を告げず又は不実のことを告げた場合には、組合は契約を解除することができます。契約が解除されると、解除が共済金等の支払事由発生後であっても、共済金等のお支払いをいたしません。また、既に共済金等をお支払いしている場合は、その共済金等の返還を請求することができます。
- (2) 詐欺又は強迫による取消
共済契約の締結に際し、詐欺又は強迫の行為があったときは、組合は契約を取り消すことができます。この場合、共済掛金は返還されません。
- (3) 重大事由による解除
「死亡共済金等を支払わせることを目的とし、故意に被共済者を死亡させ又は死亡させようとする。」「入院共済金等を支払わせることを目的とし、入院共済金の支払い事由を生じさせ又は生じさせようとする。」「共済金等の請求について詐欺を行い又は行おうとする。」などの行為が行われた場合、組合は契約を解除することができます。契約の全部又は一部が解除されると重大事由の発生した時点から解除時までの間に発生した共済金等のお支払いをいたしません。また、既に共済金等をお支払いしている場合は、その共済金等の返還を請求することができます。

10 その他

- ①組合員ニーズや社会環境の変化等に応じるため、制度の改正を行い、保障内容を変更することがあります。ただし、既に保障期間中のご契約については、保障開始日における事業規約が適用され、保障内容が変更されることはありません。
- ②長期生命共済は年末調整や確定申告の際の生命保険料控除の対象にはなりません。

◆その他ご留意いただきたい事項（共通）



◆防生協「(基本) 出資金」

共済事業を利用するには1口(100円)以上の出資金を納め、防生協の組合員となる必要があります。組合に加入いただく際には、基本出資金として10口(1,000円)を、その後は50口(5,000円)までの増資をお願いしています。

毎事業年度において、共済掛金の割戻金が生じた際には、総代会の議決を経て、出資金に振り替えさせていただきます。出資振替をせず割戻しを希望する場合には、所定の期日(通常総代会終了後1か月)までに本部事務局に申し出てください。

この出資金は組合脱退時にお返しいたします。

◆「長期生命共済」の契約

火災共済及び生命共済契約者は同時に長期生命共済の「積立期間」の契約者となり、火災共済及び生命共済の割戻金は長期生命共済の基本掛金として積み立てられ、脱退時には積立割戻金をお支払いします。

この「積立期間」中の共済契約は一律本人コース1口として取り扱い、割戻金から振り替えられた年額60円の掛金で災害死亡又は災害重度障害の場合に20万円の共済金をお支払いします。(組合員となった初年度は割戻金がありませんので、この取扱は適用外となります。また次年度以降の割戻金が掛金の60円に満たない場合は、ア.それまでに積立てた割戻金からの振替、イ.給与からの源泉控除、ウ.金融機関からの口座振替または振込の順で徴収させていただきます。ただし、ア、イ、ウによっても掛金払込額が定額に達しない場合で、その年度内に災害死亡共済金又は災害重度障害共済金の支払事由が生じた場合には、未収分の掛金を、支払うべき共済金から差し引いてお支払いします。)

なお、長期生命共済の「保障期間」の保障内容は、「保障期間」移行時の長期生命共済事業規約によるもので、火災共済及び生命共済ご加入時点で決まるものではありません。

◆「個人情報」の取扱い

取得させていただいた個人情報は、火災共済、生命共済及び長期生命共済の引き受け、継続、維持管理及び共済金等の支払並びに共済事業に係る情報の提供のために利用します。

また、利用目的を達成するために職域の厚生担当部署と連携する場合には、その情報を提供します。

共済金等を請求される場合、「番号法」に基づき共済契約者等の個人番号の提出をお願いすることがあります。

◆ご自身のニーズに合った内容ですか？

お申込み前に必ずご確認ください

火災・災害共済	生命・医療共済	退職者生命・医療共済
・保障期間1年間の共済で、火災、自然災害等に対する建物や動産の保障を希望される方に適しています。 ・原則として加入資格を満たすかぎり、更新により退職後も終身継続して加入いただくことができます。	・保障期間1年間の共済で、入院保障、手術保障、死亡保障及び重度障害の保障を希望される方に適しています。 ・原則として加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。	・85歳までの間の入院保障、死亡保障及び重度障害の保障を希望される方に適しています。 ・契約の際に保障必要原資額(掛金)を一括してお支払いいただくことにより、85歳までの保障が得られます。
☐ 保障内容はニーズに合致していますか？ ☐ ご自身が選択された掛金、共済金額、その他の内容はニーズに合致していますか？		

チェック!

このパンフレットに関してご不明な点等がありましたら、下記にお気軽にご連絡ください。

駐屯地・基地等の
地域担当者へ



コールセンターへ



0120-079-931

平日 8:30~17:00

ホームページ経由で



防生協

検索



<https://www.boseikyo.jp/>



防衛省職員生活協同組合

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番1号 クイーポビル6階

コールセンター・フリーダイヤル
(平日 8:30~17:00)

0120-079-931